

障害者及び寝たきり高齢者移動支援事業リフト付き車両貸出要綱

1. 目的

本事業は、社会福祉法人石井町社会福祉協議会定款第2条第4項に定められた「社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図る為に必要な事業」として実施するものであり、福祉サービスの一環として、障害者及び寝たきり高齢者等であって自力で移動する事が困難な人（以下「利用者」という）に対してリフト付き車両を貸出し、利用を通じて障害者福祉及び在宅福祉を増進する事を目的とする。

2. 使用の条件

使用の制限

- イ 県内に在住している利用者で、その介護によって運行できる者に限り貸出す。
 - ロ 利用者の健康状態については、介護者の責任において確認するものとする。
 - ハ 貸出期間中における利用者の健康状態の変化については、石井町社会福祉協議会は一切責任を負わない。
- 二 貸出し期間は原則として1日とし、運行範囲は原則的に県内に限る。但し、特別な事情のある場合はこの限りではない。
- また、使用項目については障害者福祉及び在宅福祉（施設入所者の寝たきり高齢者も含む）の向上に関する次の項目とする。

- (1) 公的機関への用務のための外出
- (2) 公共団体、各種団体が行う研修会、講習会等の行事への参加
- (3) 福祉施設等への通所等
- (4) 病院、診療所等受診のための外出
- (5) その他に特に必要と認められるもの

使用の申込

使用日の1ヶ月前から2日前までに所定の申込書（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、石井町社会福祉協議会（石井町石井字石井4 1 3 - 2）へ提出し使用許可を受けること。

上記申込内容に変更が生じた場合は、速やかに石井町社会福祉協議会まで申出ること。

運転者

運転者は、家族又は利用者の指定する者とし、運転者は免許証を提示し、係りの確認を受ける事。但し、運転者は満21才以上の者に限る。

使用料

車両の使用は無料とする。但し、燃料費として1km当たり20円は利用者負担とし、10円以下の端数においては、切り上げるものとする。

車両の点検

車両の入出庫については、使用者と石井町社会福祉協議会の双方において点検確認を行い、入庫時には利用者の責任において車両内外を清掃して返すものとする。

使用中の故障・事故等の措置

- イ 車両の故障については、明らかに運転者および利用者の過失により生じたと認められる故障以外は、石井町社会福祉協議会において措置する。
- ロ 貸出期間中における交通事故については、運転者の責任において全て措置するものとし、石井町社会福祉協議会は一切責任を負わない。
但し、自賠責保険、任意保険料については石井町社会福祉協議会が負担する。

付 則

1. この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

「障害者」

障害者基本法による「身体障害者、知的障害者又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」(障基 2 条)

なお、「てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有するものであって長期にわたり生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれる」(障基付帯決議)